

保険・年金 フォーカス

FSB が破綻処理計画基準の対象 となる保険会社 13 社を指定

客員研究員 中村 亮一
E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

金融安定理事会（FSB）は、2024年12月5日に、「2024年破綻処理改革の実施に関する報告書」を公表¹して、グローバルな破綻処理制度の進展について詳細を述べるとともに、破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリストを初めて公表²した。これは、保険会社と監督当局が破綻の可能性に対処する準備ができていることを広く知らせることで関係者を安心させることを目的とした措置となっている。

今回のレポートでは、破綻処理制度に関連しての FSB による公表の概要及びそれに対する IAIS の声明について報告する。

2—FSB による公表内容

FSB が、2024年12月5日に公表した内容のポイントは、公表資料³に基づく、以下の通りとなっている。

- 破綻処理報告書⁴では、2023年の銀行破綻から破綻処理枠組みに残された教訓に対処するために FSB が行っている作業について概説している。
- 複数の管轄区域でシステム上重要な中央清算機関（CCPs）のリストは、オーストラリアの ASX Clear (Futures) が追加され、2022年の前回の更新から 14 に拡大された。
- 破綻処理計画基準の対象となる保険会社の最初の年次リストが FSB の破綻処理報告書で公表され、これには 13 の保険会社が含まれている。

¹ <https://www.fsb.org/2024/12/2024-resolution-report-from-lessons-to-action-enhancing-resolution-preparedness/>

² [Insurers Subject to Resolution Standards - Financial Stability Board](https://www.fsb.org/2024/12/fsb-details-advances-in-global-resolution-regimes-and-unveils-a-list-of-insurers-subject-to-resolution-planning-standards/)

³ <https://www.fsb.org/2024/12/fsb-details-advances-in-global-resolution-regimes-and-unveils-a-list-of-insurers-subject-to-resolution-planning-standards/>

⁴ FSB が 2012 年以降、年次で公表している報告書で、今回が 13 回目の公表となる。

より、具体的には、以下の通りとなっている。

1. 2024年破綻処理報告書「教訓から行動へ—破綻処理準備の強化」

(金融庁の発表⁵によれば「2024年破綻処理改革の実施に関する報告書」(原題: 2024 Resolution Report "From Lessons to Action: Enhancing Resolution Preparedness"))

FSBの破綻処理報告書は、過去1年間のFSB破綻処理関連の作業と、銀行、金融市場インフラ、保険セクター全体にわたる破綻処理改革の実施および破綻処理可能性の向上におけるFSB加盟国の進捗状況を評価している。また、破綻処理分野におけるFSBの2025年の優先事項も示している。

2024年、FSBは2023年の銀行破綻の教訓を調査し、対処するための作業を進めることに重点を置いた。これには、公的部門のバックストップ資金調達メカニズム、ベイルインの運用化、技術革新が破綻処理プロセスに与える影響の評価に関する作業が含まれた。

2025年には、FSBはこれらの分野にさらに取り組むとともに、破綻処理において移転ツールを使用する当局の慣行(資産ポートフォリオの売却など)を調査し、非危機管理グループメンバー当局との国境を越えた協力と情報共有を促進する。

2. CCPの秩序ある破綻処理を支援するための新しいグローバル基準を最終決定

FSBは、金融システムの他のセクターの破綻処理枠組みの開発を進める上で重要なマイルストーンを達成した。FSBは、CCPの秩序ある破綻処理を支援するための新しいグローバル基準⁶を最終決定した。この基準は、CCPの秩序ある破綻処理を達成するために、透明性のある調整済み破綻処理リソースが確実に利用できるようにすることを目指している。

さらに、オーストラリアのASX Clear (Futures)が、複数の管轄区域でシステム上重要なCCPsのリストに追加された。

3. 破綻処理計画基準の対象となる保険会社の最初の年次リストの公表

FSBは、FSBメンバーの監督当局から、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」⁷に沿った破綻処理計画基準の対象であると報告された保険会社のリストを初めて公表⁸した。

今後1年間、FSBは保険会社に対する破綻処理計画基準の適用範囲の一貫性の促進に取り組む予定である。

3—今回のFSBによる破綻処理計画基準の対象となる保険会社の公表の背景等

2022年12月、FSBはG-SIIs(グローバルなシステム上重要な保険会社)の年次特定を中止すると発表⁹した¹⁰。

⁵ 金融安定理事会による「2024年破綻処理改革の実施に関する報告書」の公表について: 金融庁

⁶ <https://www.fsb.org/2024/04/financial-resources-and-tools-for-central-counterparty-resolution/>

⁷ <https://www.fsb.org/2024/04/key-attributes-of-effective-resolution-regimes-for-financial-institutions-revised-version-2024/>

⁸ <https://www.fsb.org/work-of-the-fsb/market-and-institutional-resilience/crisis-management-and-resolution/insurers-subject-to-resolution-standards/>

⁹ <https://www.fsb.org/2022/12/the-fsb-endorses-an-improved-framework-for-the-assessment-and-mitigation-of-systemic-risk-in-the-insurance-sector-and-discontinues-annual-identification-of-global-systemically-important-insurers/>

¹⁰ この内容については、保険年金フォーカス「FSB(金融安定理事会)がG-SIIsの年次特定を中止を決定—IAISによる

その中で、FSB は、「2023 年以降、毎年、FSB の年次破綻処理報告書と FSB のウェブサイトで、加盟当局の評価と自己報告に基づき、FSB の『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』に沿った破綻処理計画と破綻処理可能性評価の対象となる保険会社のリストを公表する。」ことをコミットしていた。

FSB は、保険セクターの破綻処理可能性の監視と年次報告に関して IAIS と緊密に連携しており、今後もそうしていく予定としている。

4—破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリスト

FSB が、2024 年 12 月 5 日に公表した資料等に基づく、以下の通りとなっている。

FSB メンバーは、FSB が定めた「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（以下、適宜「FSB 主要特性」と記す）に準拠した破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリストに含めるために、管轄区域内の 13 の保険会社を報告した。これらの保険会社は、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」の主要特性 8～11 に準拠した破綻処理計画および破綻処理可能性評価要件の対象であると、それぞれの監督当局から報告されている。

FSB 主要特性 8～11 に準拠した破綻処理計画要件の対象であると報告されている保険会社

管轄区域	保険会社
オーストラリア	QBE Insurance Group Limited
フランス	The AXA Group
ドイツ	Allianz SE
イタリア	Assicurazioni Generali S.p.A.
オランダ	NN Group N.V.
英国	Legal and General Group Plc、Aviva Plc、Bupa Finance Plc Phoenix Group Holdings Plc、M&G Plc
米国	American International Group, Inc. MetLife, Inc.、Prudential Financial, Inc.

なお、今回の FSB による報告対象会社は全て、各国の保険監督当局が指定する IAIGs（国際的に活動する保険グループ）（2024 年 11 月末時点で 59 社）に分類されている¹¹。

金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、FSB が実効的な破綻処理の枠組みに必要と考える中核的な要素を示しており、その実施により、当局は、金融機関の重要な経済機能の継続性を維持しつつ、納税者がソルベンシー支援による損失にさらされることなく、秩序ある方法で金融機関を破綻処理することが可能となる。FSB は、この「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を「破綻処理制度の新たな国際基準」として承認している。これは、全ての国・地域の破綻

[包括的枠組みを承認一](#)（2022.12.14）で報告した。

¹¹ これについては、保険年金フォーカス「[IAIGs の指定の公表に関する最近の状況（12）—新たに 2 社が指定、1 社が指定解除されて IAIGs は 18 の国・地域からの 59 社に一](#)」（2024.11.19）で報告している。

処理制度の一部となるべき 12 の主要特性 (Key Attributes) を示しており、これらは以下の項目に関連している。

1. 範囲
2. 破綻処理当局
3. 破綻処理権限
4. 相殺、ネットティング、担保、顧客資産の分離
5. セーフガード
6. 破綻処理における企業の資金調達
7. 国境を越えた協力のための法的枠組み条件
8. 危機管理グループ (CMGs)
9. 企業固有の国境間の協力合意
10. 破綻処理可能性評価
11. 再建および破綻処理計画
12. 情報へのアクセスと情報共有

リストの公開の目的と意味合い

リストを公開することで、報告された保険会社と関係当局が、必要になった場合に備えて準備を進めていることが、市場、保険契約者、一般大衆に明らかになる。リストは、関係当局が国境を越えて協力する用意があることを含め、企業とその監督者が保険会社の重大なストレスや破綻に対処する準備がより整っていることを市場参加者に知らせる。また、リストは、世界中で破綻処理基準が一貫して適用されていることの安心を提供する。なお、保険会社は、リストに報告されていなくても、重大なストレスや破綻に対処する準備ができている場合がある。

G-SIIs との関係

保険会社は、報告保険会社リストに含まれているからといって、システム上重要であるとはみなされない。したがって、このリストは、FSB が 2013 年から 2016 年にかけて公表した G-SIIs (グローバルなシステム上重要な保険会社) の廃止されたリストとはいくつかの重要な点で異なる。報告保険会社リストは、FSB 主要特性 8~11 の適用にのみ関連しており、FSB 加盟当局によって評価および報告された保険会社を含み、保険会社がシステム上重要であるかどうかについては言及していない。

リストの今後

このリストは、当局が保険会社の破綻処理制度の実施に取り組むにつれて、今後も進化し続ける。これは、FSB が毎年作成する予定のリストの最初のバージョンである。FSB メンバーが保険会社の破綻処理の枠組みに影響を与える新しい法律や規制を改訂し、実施するにつれて、このリストは拡大していくと思われる。

(FSB による補足説明)

FSB メンバーの監督当局は、関係当局が FSB 主要特性 8~11 に合致する破綻処理計画基準の対象となるべきと判断した管轄区域内の保険会社を報告した。その対象は、(i)保険会社がシステム上重要

であるかどうか、(ii)当局によるこれらの基準の実施段階、(iii)破綻処理に関連する国境を越えた調整が専用の CMGs と協力協定を通じて行われるか、監督カレッジと既存の協力協定を通じて行われるか、(iv)保険会社が破綻処理計画を毎年更新するかどうか、に関わらない。このリストには、(i)再建計画のみの対象であり、破綻処理計画と破綻処理可能性評価の要件の対象ではない保険会社、(ii)国際活動が全くないか限定されている保険会社、(iii)FSB 総会に代表者がいない管轄区域に本社を置く保険会社、は含まれない。

報告対象保険会社のリストの公表は、FSB が 2022 年に G-SIIs の年次特定を中止することを決定したことを受けてのものである。この決定に関連して、FSB は今後、保険監督者国際機構 (IAIS) の包括的枠組みを通じて入手可能な評価を活用し、保険セクターのシステミックリスクの検討に役立てることを決定した。これには、そのようなシステミックリスクに対処するために必要だと考えられる監督政策措置も含まれる。

5—IAIS の声明

FSB の公表に対して、IAIS (保険監督者国際機構) は、同じく 2024 年 12 月 5 日に、「IAIS は、FSB 主要特性と一致する破綻処理計画基準の対象となる保険会社の最初のリストの FSB による発表を歓迎する。」との声明を公表¹²している。

IAIS は、この声明の中で、以下のように述べている。

- ・このリストは、報告された保険会社と関係当局が、もし必要になった場合には保険会社が破綻処理に入る準備ができていように取り組んでいることについて、市場、保険契約者、一般大衆に透明性を提供する。保険会社は、報告された保険会社のリストに含まれているという理由で、システム上重要であるとみなされることはない。
- ・IAIS は、破綻処理可能性に関して FSB と緊密に連携し、IAIS の継続的な実施評価活動と年次の集団討議の結果に基づいて、FSB の破綻処理可能性監視プロセスに情報を提供する。
- ・IAIS はまた、年次総会において、再建および破綻処理に関する改訂された保険基準を承認した。この基準は、FSB 主要特性とさらに整合したものとなっている。

さらに、今回の報告保険会社のリストの目的や意味合いについて、G-SIIs のリストとの関係等について、FSB と同様な説明を行っている。

また、IAIS と FSB は、FSB の破綻処理可能性の監視と保険セクターに関する年次報告について緊密に連携しており、今後も引き続き連携していく予定である、と述べている。

6—次のステップ

先の IAIS の声明資料に基づく、次のステップについては、以下の通りとなっている。

FSB メンバーが保険会社の破綻処理の枠組みに影響を与える新しい法律や規制を改正し、実施する

¹² <https://www.iaisweb.org/2024/12/iais-welcomes-the-release-of-the-fsbs-first-list-of-insurers-subject-to-resolution-planning-standards-consistent-with-the-fsb-key-attributes-2/>

につれて、FSB 主要特性に準拠した破綻処理計画基準の対象となる保険会社の公開リストは時間の経過とともに拡大する可能性がある。

2025 年に、FSB は保険会社に対する破綻処理計画基準の適用において、FSB メンバー間の一貫性を高めるための作業に着手する。この作業は、改訂された IAIS 基準を反映するために、破綻処理権限と計画に関する適用文書と再建計画に関する適用文書をそれぞれ更新する IAIS の作業と調整されていくことになる。

7—まとめ

以上、今回のレポートでは、破綻処理制度に関連しての FSB による公表の概要及びそれに対する IAIS の声明について報告してきた。

今回の FSB による破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリストには、日本の保険会社は含まれていない。ただし、「FSB メンバーが保険会社の破綻処理の枠組みに影響を与える新しい法律や規制を改正し、実施するにつれて、FSB 主要特性に準拠した破綻処理計画基準の対象となる保険会社の公開リストは時間の経過とともに拡大する可能性がある。」としていることから、今後、日本の保険会社もリストに含まれてくる可能性はある。

その意味で、FSB による破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリストの動向については、IAIS による破綻処理権限と計画に関する適用文書と再建計画に関する適用文書の更新の動向等と併せて、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上